

定期積金

(2023年1月20日現在)

1. 商品名	定期積金	
2. 取扱期間	定めはありません。	
3. お預入れいただける方	法人および個人のお客さま(非居住者を除く)	
4. 期間	定型方式 6ヵ月以上 5年以内 (1ヵ月刻み)	
5. 受入方法	(1)受入方法	契約期間内で掛金を定額受入
	(2)受入金額	_____
	(3)受入単位	1,000円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
7. 給付補填金	(1)適用金利	当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。
	(2)利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ※契約期間中に当初契約時の掛金総額に達しない場合は、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金金利により利息を計算し、掛金残高相当額とともに支払います。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまの場合は20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。 法人のお客さまの場合は総合課税(ただし、非課税法人の場合は非課税) 	
9. 手数料	_____	
10. 預金保険	預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
11. 付加できる特約事項	普通預金、当座預金からの自動振替による受入ができます。	
12. 中途解約時の取扱い	初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により計算した定期積金利息を掛金残高相当額とともに払戻します。※計算の単位は1円とします。	
13. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。	
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金金利により計算します。 マル優制度の対象となりません。 	
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	